

三重県青少年健全育成条例が 改正されました

スマートフォン等の普及により、「自画撮り被害」と呼ばれる被害が増加傾向にあります。こうした被害は、青少年を将来にわたって苦しめる要因となり得るため、次のとおり条例を改正しました。（令和2年3月24日公布、令和2年10月1日施行）

主な改正点

- 1 青少年（18歳未満の者）に裸体等の画像等の提供を求めることを禁止
- 2 悪質な要求行為は30万円以下の罰金

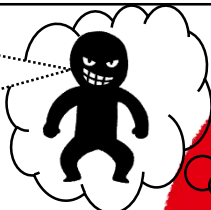
【罰則の対象となる要求行為とは】

- 青少年に拒まれたにもかかわらず提供を求めること
- 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて提供を求めること
- 青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の申し込み又は約束をする方法により提供を求めること

自画撮り被害とは

SNS等で知り合った人などから、脅されたり、騙されたりして、自分の裸体等の画像を送付させられる被害のことです。
県内でも中学生や高校生等、青少年の被害が発生しています。
（※男女関係なく被害にあっています。）

褒めて裸の写真を送らせてやる！



すごくかわいいね♪
裸の写真も送ってほしいな♪



ちょっと恥ずかしいけど、嫌われたくないし、一回だけだから大丈夫かな

被害に遭わないために

● SNSで知り合った人を簡単に信用しない

顔が見えないSNSの世界では、女性や良い人になりすまして、裸体等の画像を要求する悪い人がいます。画像が一度でもネット上に流出すると削除は困難です。被害に遭わないためにも、SNSで知り合った人を簡単に信用しないでください。

●大切な人から要求されても送らない！

大切な人、信用している人から、裸体等の画像を要求されても絶対に送ってはいけません。誤って画像がインターネット上に流出した場合、回収や削除は困難です。

●要求されたら必ず相談を！！

裸体等の画像を要求された場合は、一人で悩まず、必ず家族や先生などに相談してください。

保護者の皆様へ

●フィルタリングの設定を！

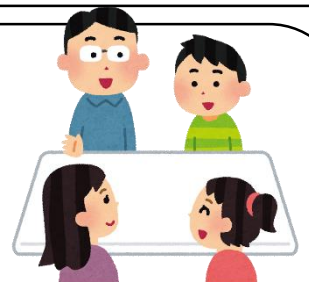
お子様を守るために、お子様のスマートフォン等には、必ずフィルタリングの設定を行ってください。

●家庭でのルール作りを！

お子様にスマートフォンを持たせる場合は、機器の使い方、利用時間等について、家族で話し合い、家庭でのルールを作るようにしてください。

家庭でのルール作りの例

- スマホは夜9時まで
 - ゲームは2時間以内
 - スマホもゲームもリビングで使う
 - 夜9時以降はスマホやゲーム機を、保護者に預ける
 - SNSだけの知り合いとは会わない
 - 自分の部屋でインターネットは使わない
- 等



相談窓口（緊急時は110番）

【こどもホットダイヤル】0800-200-2555（13時～21時 ※年末年始は休み）

【少年相談110番】0120-41-7867（ヨイコ ナヤムナ）

【警察安全相談電話】#9110 又は 059-224-9110

相談時間：少年警察110番、警察安全相談電話共通

祝日、年末年始の休日を除く月曜から金曜9時～17時

三重県子ども・福祉部
少子化対策課

Tel:059-224-2269 Fax:059-224-2270
Email:shoshika@pref.mie.lg.jp